

# 長崎県公立大学法人職員旅費規程

平成17年4月1日  
規程第7号

改正 平成18年4月1日規程第6号  
改正 平成21年4月1日規程第7号  
改正 平成24年3月27日規程第3号  
改正 平成26年3月24日規程第14号  
改正 令和4年3月25日規程第12号

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人職員就業規則（平成17年規則第5号。以下「職員就業規則」という。）第51条の規定に基づき、業務のために旅行する職員に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内旅行 勤務校（常時勤務する勤務校のない職員については、別に定める。以下同じ。）の存する都道府県内における旅行及びこれに隣接する都道府県に包括される市町村のうち勤務校ごとに定める区域（以下「県外特定地域」という。）内における旅行をいう。
  - (2) 県外旅行 県内旅行以外の本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
  - (3) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
  - (4) 出張 職員が業務のため一時その勤務校（常時勤務する勤務校のない職員については、別に定める。）を離れて旅行することをいう。
  - (5) 赴任 採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務校に旅行し又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。
  - (6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
  - (7) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
  - (8) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- 2 この規程において、「何級の職務」という場合には、長崎県公立大学法人職員賃金規程（平成17年規程第11号）に規定する教員給料表及び事務職員給料表による当該級の職務をいうものとする。
- 3 この規程において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、勤務校から8キロメートル以内の地域（県外特定地域を含む。）をいうものとする。

一部改正 [平成21年規程第7号]

### (旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

- 2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。
  - (1) 職員が出張又は赴任のため県内旅行又は県外旅行中の退職（免職を含む。）、解雇又は休職（以

下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

- (2) 職員が出張又は赴任のため県内旅行又は県外旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
  - (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族
  - (4) 職員が出張のため外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員
  - (5) 職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- 3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、職員就業規則第46条の規定又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
- 4 職員が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、業務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ)が、その出発前に旅行命令を変更(取消を含む。以下同じ。)され又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で理事長が定めるものを旅費として支給することができる。
- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故又は天災若しくは宿泊施設の火災その他本人の責めに帰すべきでない理由で、理事長が定めるものにより、仮払いを受けた旅費額(仮払いを受けなかった場合には、仮払いを受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で理事長が定める金額を旅費として支給することができる。

一部改正 [平成21年規程第7号、平成26年規程第14号]

(旅行命令)

- 第4条 旅行は、理事長又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令によって行わなければならない。
- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によって業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。
  - 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令を変更する必要があると認める場合には、自から又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基き、これを変更することができる。
  - 4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿に、当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者が提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。
  - 5 旅行命令簿の記載事項及び様式は、理事長が定める。

一部改正 [平成26年規程第14号]

(旅行命令に従わない旅行)

- 第5条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令(前条第3項の規定により変更された旅行命令を含む。以下本条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。
- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。
  - 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

一部改正 [平成26年規程第14号]

(普通旅費の種類)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行諸費、宿泊料及び食卓料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額により支給する。
- 6 旅行諸費は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

一部改正 [平成21年規程第7号]

(特殊旅費の種類)

第7条 特殊旅費の種類は、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費、死亡手当及び日額旅費とする。

- 2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当りの定額により支給する。
- 3 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 4 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。
- 5 支度料は、外国への出張について、定額により支給する。
- 6 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。
- 7 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合において、定額により支給する。
- 8 日額旅費は、県内旅行及び県外旅行のうち第25条に規定する場合について、前条の普通旅費に代えて支給する。

一部改正 [平成21年規程第7号]

(旅費の計算)

第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により、旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

第9条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除く外、旅行のため現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く外、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

- 2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。
- 3 第3条第2項第1号から第3号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

一部改正 [平成26年規程第14号]

第10条 旅行者が同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における旅行諸費及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞向日数30日を超える場合には、そのこえる日数について定額の10分の1に相当する額、滞向日数60日を超える場合には、そのこえる日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

- 2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞向日数から除算する。

一部改正 [平成21年規程第7号]

第11条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在するものが、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給

する。

第12条 1日の旅行において、旅行諸費又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には額の多い方の定額による旅行諸費又は宿泊料を支給する。

一部改正〔平成21年規程第7号〕

第13条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更がある場合において、鉄道費、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要があるときは、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでは、従前の年度又は従前の職務の級等により計算し、それ以後は、新年度又は新職務の級等により計算する。

（旅費の請求手続）

第14条 旅費（仮払いに係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び仮払いに係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

- 2 仮払いに係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支払担当者等は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。なお、当該期間内に当該職員に対する過払金の額をこえる支払い予定がある場合は、長崎県公立大学法人債権管理規程（平成17年4月1日規程第24号）第22条の規定による相殺を行うことができる。
- 4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び第3項に規定する期間は、理事長が定める。

一部改正〔平成21年規程第7号〕

## 第2章 県内旅行及び県外旅行の旅費

（鉄道費）

第15条 鉄道費の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）急行料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、2等の運賃
  - (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
  - (3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金
    - ア 第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、同号の規定による運賃の等級と同一等級の急行料金
    - イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金
  - (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第3号に規定する急行料金は、次に掲げるところによる。
- (1) 特別急行料金は、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給することができる。
  - (2) 普通急行料金又は準急行料金は、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。
- 3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給することができる。

（船賃）

第16条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）寝台料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
  - (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
  - (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃（寝台料金を除く。）
  - (4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
  - (5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

（航空費）

第17条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

- 2 ビジネス切符運賃の適用を受けることができる場合で、現に支払った旅客運賃が、ビジネス切符運賃をこえる場合は、ビジネス切符運賃を航空運賃とする。ただし、業務上の必要のため、ビジネス切符運賃の適用を受けることができなかつた場合は、この限りでない。

一部改正 [平成21年規程第7号、令和4年規程第12号]

（車賃）

第18条 車賃の額は、実費額による。

- 2 職員が届け出た自家用車を使用して旅行する場合の車賃の額は、前項の規定にかかわらず、1キロメートルにつき25円とする。
- 3 前項の規定による車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第13条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
- 4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 5 レンタカー利用は、離島地区などの交通不便地において業務の必要上巡回する場合で、かつ、細則で定める公共交通機関（以下「公共交通機関」という。）を利用した場合は効率的な業務の遂行が行い得ないことが明らかな場合で、旅行命令権者の事前の承認を得たものについて、その利用に係る実費を支給することができる。

一部改正 [平成21年規程第7号、平成24年規程第3号、平成26年規程第14号]

（旅行諸費）

第19条 旅行諸費は、1日につき1,500円とする。

- 2 前項の規定による旅行諸費は、細則で定める公共交通機関を利用する県外旅行の場合に限り支給する。
- 3 旅行者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行中に細則で定める種類の経費を負担した場合は、前項の規定にかかわらず、細則で定める額を旅行諸費として支給することができる。

全部改正 [平成21年規程第7号]、一部改正 [平成24年規程第3号、平成26年規程第14号]

（宿泊料）

第20条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第1の定額による。なお、出張を命ぜられた者に対し、業務上の必要により懇談会等（夕食にかかるものに限る。以下同じ。）の負担金を支給する場合又は出張を命ぜられた者が校費負担による懇談会等に参加する場合は、当日の宿泊料から1,600円を控除するものとする。この場合において、規程第40条第1項第1号に基づく調整旅費として研修旅費に基づく宿泊費を支給されている場合は660円を控除する。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

一部改正 [平成21年規程第7号]

(ホテルパック利用の場合の運賃等)

第20条の2 第15条から第18条の規程にかかわらず、公共交通機関の運賃とホテル宿泊代金が一体となった商品(以下「ホテルパック」という。)を利用した旅行については、ホテルパックの料金に次に掲げる朝食代及び夕食代相当額を加算した額から一泊につき宿泊料定額を控除した額を公共交通機関の運賃とみなす。ただし、朝食又は夕食付のホテルパックを利用する場合は、朝食代又は夕食代相当額は加算しない。

- (1) 朝食代相当額 1泊につき800円
- (2) 夕食代相当額 1泊につき1,600円
- 2 航空機の利用によるホテルパックの料金の上限額は、ビジネス切符運賃に宿泊料定額を加算した額から第1項第1号及び第2号に規定する食事代相当額を控除した額とする。ただし、朝食又は夕食付のホテルパックを利用する場合は、朝食代又は夕食代相当額は控除しない。
- 3 航空機以外の利用によるホテルパックの料金の上限額は、往復割引運賃に宿泊料定額を加算した額から第1項第1号及び第2号に規定する食事代相当額を控除した額とする。ただし、朝食又は夕食付のホテルパックを利用する場合は、朝食代又は夕食代相当額は控除しない。
- 4 ホテルパックの設定期間を超えて宿泊する場合の延泊分の宿泊料は、宿泊料定額を上限とする。

追加 [平成21年規程第7号]、一部改正 [平成24年規程第3号、令和4年規程第12号]

(食卓料)

第21条 食卓料の額は、1夜につき2,400円とする。

- 2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほか別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り支給する。

一部改正 [平成21年規程第7号、平成26年規程第14号]

(移転料)

第22条 移転料の額は、次に掲げる額による。

- (1) 採用による赴任の際、扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第1の定額による額
- (2) 異動による赴任の際、扶養親族を移転する場合は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第1の「上記以外の者」の区分を適用し、前号に規定する額の3分の2に相当する額(千円未満の端数は切り捨てるものとする。)。ただし、移転に要した実費額がこの額を超える場合には、「上記以外の者」に適用する移転料定額の3倍の範囲内で移転に要した実費額を支給する。
- (3) 赴任の際、扶養親族を移転しない場合には、前2号に規定する額の2分の1に相当する額
- (4) 赴任の際、扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる(前号に規定する額に相当する額の合計額))
- 2 前項第4号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同額の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
- 3 旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第4号に規定する期間を延長することができる。

一部改正 [令和4年規程第12号]

(着後手当)

第23条 着後手当の額は、次に掲げる額による。

- (1) 赴任に伴う移転前及び移転後の在勤地が、同一の都道府県の区域にある場合には、赴任に伴い、住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額
- (2) 前号以外の場合には、第19条第1項に掲げる額の5日分及び赴任に伴い、住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額

一部改正 [平成21年規程第7号、平成26年規程第14号]

(扶養親族移転料)

第24条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年令に従い、次の各号に規定する額の合計額
    - ア 12才以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道費、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行諸費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額
    - イ 12才未満6才以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額
    - ウ 6才未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行諸費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6才未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。
  - (2) 前号の規定に該当する場合を除く外、第22条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について、前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。
  - (3) 第1号アからウまでの規定により旅行諸費、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。
- 2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

一部改正 [平成21年規程第7号、平成26年規程第14号]

(日額旅費)

第25条 日額旅費は、職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張のための旅行について定額をもって支給し、その支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は理事長が定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ第6条第1項に掲げる普通旅費についてこの規程で定める基準を超えることができない。

一部改正 [平成26年規程第14号]

(在勤地内旅行の旅費)

第26条 在勤地内における旅行について次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合には、それぞれの実費額
  - (2) 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第1の宿泊料定額の範囲内の実費額の宿泊料
  - (3) 第19条第3項に該当する場合には、同項の細則で定める額の旅行諸費
  - (4) 第27条各号に該当する場合には、当該各号に規定する額の鉄道賃、船賃、車賃又は移転料
- 2 前項の規定の適用がある場合を除くほか、職員が在勤地に赴任を命ぜられた場合で、理事長が通勤が不能又は著しく困難等の理由により住所又は居所を移転することを必要と認めたときは、移転料として、第27条第2号に規定する移転料の額の範囲内で移転に要した実費額を支給する。

一部改正 [平成21年規程第7号、平成26年規程14号]

(在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費)

第27条 在勤地以外の同一地域内(第2条第3項に規定する地域の区分による同一の地域をいう。)内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 第19条第2項に規定する旅行のうち公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合でその実費額が当該旅行について支給される同条第1項の規定による旅行諸費を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃
- (2) 第19条第2項に規定する旅行以外の旅行のうち鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合には、その実費額
- (3) 赴任を命ぜられた職員が、長崎県公立大学法人が職員のために設置した宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には別表第1の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

一部改正〔平成26年規程第14号〕

#### （退職者等の旅費）

第28条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費
  - ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費
  - イ 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費
- (2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

#### （遺族の旅費）

第29条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費
- (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費
- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序による。同順位者がある場合には、年長者を先にする。
- 3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第24条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

### 第3章 外国旅行の旅費

#### （本邦通過の場合の旅費）

第30条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの旅行諸費及び食卓料又は本邦に到着した日までの旅行諸費及び食卓料については、本章に規定するところによる。

#### （鉄道費）

第31条 鉄道費の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）  
急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃
  - ア 9級以上の職務にある者については、最上級の運賃
  - イ 8級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (4) 業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金



一部改正 [平成21年規程第7号]

(船賃)

第32条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
  - ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、教員給料表4級1号以上の職務(以下「教授の職務」という。)にある者については、最上級の直近下位の級の運賃、事務職員給料表の1級の職務にある者については、最下級の直近上位の運賃、それ以外の者については教授の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃
  - イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、教授の職務にある者については中級の運賃、それ以外の者については下級の運賃
  - ウ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (3) 教授の職務にある者が業務上の必要により特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃
- (4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

一部改正 [平成21年規程第7号]

(航空賃及び車賃)

第33条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)による。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃
  - (2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃
- 2 車賃の額は、実費額による。

(旅行諸費、宿泊料及び食卓料)

第34条 旅行諸費及び宿泊料の額は、旅行地の区分に応じた別表第2の定額による。なお、出張を命ぜられた者に対し、業務上の必要により懇談会等の負担金を支給する場合又は出張を命ぜられた者が校費負担による懇談会等に参加する場合は、当日の宿泊料から1,600円を控除するものとする。

- 2 第31条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行地の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。
- 3 食卓料の額は、別表第2の定額による。
- 4 鉄道百キロメートル未満、水路五十キロメートル未満又は陸路二十五キロメートル未満の旅行の場合における旅行諸費の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り宿泊した場合を除く外、第1項の規定にかかわらず、同項の定額の二分の一に相当する額による。
- 5 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道四キロメートル、水路二キロメートルをもってそれぞれ陸路一キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。
- 6 第20条第2項並びに第21条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。

一部改正 [平成21年規程第7号]

(ホテルパック利用の場合の運賃等)

第34条の2 第20条の2の規定は外国旅行の旅費について準用する。

追加 [平成21年規程第7号]

(移転料、着後手当及び扶養親族移転料)

第35条 移転料、着後手当及び扶養親族移転料の額は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律

第114号) の例により理事長が定める額とする。

(支度料)

第36条 支度料の額は、旅行期間に応じた別表第2の定額による。

2 外国に出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その出張のための旅行期間の最初の日から起算して過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

一部改正 [平成21年規程第7号]

(旅行雑費)

第37条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

(死亡手当)

第38条 死亡手当の額は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合には別表第2の定額による。

2 職員が第3条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の本邦における勤務校所在地(勤務校のない職員については、別に定める。)を旧在勤地とみなして第29条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額による。

3 第29条第2項の規定は、第3条第2項第5号に該当する場合において第1項又は第2項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

一部改正 [平成21年規程第7号]

(在勤地内旅行の旅費)

第38条の2 外国の在勤地内における旅行について次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 旅行が行程8キロメートル以上又は引き続き5時間以上にわたる場合には、別表第2の旅行諸費定額の二分の一に相当する額
- (2) 鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合には、それぞれの実費額。ただし、前号の規定に該当する場合には、実費額が前号に規定する旅行諸費の額をこえる部分の金額に相当する額。
- (3) 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第2の宿泊料定額の範囲内の実費額の宿泊料

追加 [平成24年規程第3号]

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

第38条の3 第27条第1号の規定は、外国の在勤地以外の同一地域内における旅行の旅費について準用する。

追加 [平成24年規程第3号]

(退職者等の旅費)

第39条 出張のための外国旅行中に退職等となった場合において支給する旅費については、県内旅行及び県外旅行の場合に準じ、理事長が定める。

一部改正 [平成21年規程第7号]

## 第4章 雑則

### (旅費の調整)

第40条 理事長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 理事長は、旅行者がこの規程の規定による旅費により、旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、必要とされる旅費を支給することができる。

一部改正 [平成26年規程第14号]

### (旅費の特例)

第41条 理事長は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この規程の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの規程の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 理事長は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があった場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の返還を請求するものとする。

一部改正 [平成26年規程第14号]

### (旅費の減額支給)

第42条 第15条第1項の規定にかかわらず、旅行を命ぜられた職員の勤務校及び当該旅行の目的地がともに同一都府県内（老崎市及び対馬市の区域を除く。）である場合の鉄道賃の額は、2等の旅客運賃（運賃の等級を設けない線路による旅行の場合はその乗車に要する旅客運賃）及び急行料金によるものとする。

一部改正 [平成21年規程第7号]

### (外国旅行の旅費の特例)

第43条 旅行先又は目的地が特別の事情により旅費の調整を要するものとして理事長が定める地域である場合における外国旅行の旅費、宿泊料及び支度料に係る別表第2の定額は、当分の間、同表に定める額（旅行諸費及び宿泊料については、同表の甲地方について定める額とする。）の10分の8に相当する額とする。

### (派遣職員の旅費)

第44条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年長崎県条例第4号）に基づき、長崎県から法人に派遣された職員の旅費については、この規程その他関係規程の定めるとおりとする。

### (補則)

第45条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則（平成18年4月1日規程第6号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則（平成21年4月1日規程第7号）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の長崎県公立大学法人職員旅費規程の規定は、平成21年6月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月27日規程第3号）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の長崎県公立大学法人職員旅費規程の規定は、平成24年4月1日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月24日規程第14号）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の長崎県公立大学法人職員旅費規程の規定は、平成26年4月1日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月25日規程第12号）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の長崎県公立大学法人職員旅費規程の規定は、令和4年4月1日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表第1 県内旅行及び県外旅行旅行の旅費（第20条、第22条関係）

一部改正 [平成18年規程第6号]

(1) 宿泊料

宿泊料（1夜につき）	
甲地方	乙地方
12,000円	10,800円

なお、有料の宿泊施設に宿泊しなかった場合は、規程第40条の規定に基づく調整した宿泊料として1夜につき1,100円を支給する。

備考

- 1 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち理事長が定める地域その他これらに準ずる地域で理事長が定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。
- 2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

(2) 移転料

区分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上
教員給料表3級9号給以上の職務にある者	117,000円	134,000円	165,000円	204,000円	270,000円	284,000円	304,000円	353,000円
上記以外の者	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円

備考

路程の計算については、水路8分の1キロメートル又は陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

別表第2 外国旅行の旅費（第34条、第36条、第38条関係）

一部改正 [平成18年規程第6号]

(1) 旅行諸費、宿泊料及び食卓料

区分	旅行諸費（1日につき）				宿泊料（1夜につき）				食卓料 （1夜につき）
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
教員給料表4級1号給以上の職務にある者	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円	6,700円
・ 教員給料表1級25号給以上の職務にある者 ・ 事務職員給料表4級の者	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	19,300円	16,100円	12,900円	11,600円	5,800円
上記以外の者	5,300円	4,400円	3,600円	3,200円	16,100円	13,400円	10,800円	9,700円	4,800円

備考

- (1) 指定都市とは、理事長が定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として理事長が定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で理事長が定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として理事長が定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で理事長が定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- (2) 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める額とする。
- (3) 有料の宿泊施設に宿泊しなかった場合は、規程第40条の規定に基づく調整した宿泊料として1夜につき1,100円を支給する。

(2) 支度料及び死亡手当

区分	支度料			死亡手当
	旅行期間1月未満	旅行期間1月以上3月未満	旅行期間3月以上	
教員給料表4級1号給以上の職務にある者	70,070円	85,090円	100,100円	416,000円
教員給料表3級9号給以上の職務にある者	66,030円	80,180円	94,330円	392,000円
・ 教員給料表2級5号給以上の職務にある者及び3級1号給以上3級8号給以下の職務にある者 ・ 事務職員給料表4級の者	61,990円	75,270円	88,550円	368,000円
上記以外の者	53,900円	65,450円	77,000円	320,000円